

保険料賦課限度額の改定について

平成27年1月28日
運営協議会資料

保険料賦課限度額については、法定限度額の範囲内で保険者が条例で定めることとされている
平成27年度については、法定限度額が上げられることから、帯広市の賦課限度額について法定限度額に併せて上げようとするもの。

H27.1.9 社会保障審議会資料より抜粋

○改定内容

合計	改定前	改定額	改定後
医療保険分	51万円	1万円	52万円
後期高齢者支援金分	16万円	1万円	17万円
介護納付金分	14万円	2万円	16万円
合計	81万円	4万円	85万円

○限度額超過世帯の状況

	帯広市(平成26年度料率試算時)		
	世帯数	限度額超過世帯数	割合
医療保険分(一般)	25,129	973	3.87%
後期高齢者支援金分(一般)	25,129	934	3.72%
介護納付金分(2号被保険者)	12,741	462	3.63%

○賦課限度額引き上げによる影響

賦課限度額を引上げにより、中間所得層の保険料負担の軽減を図ることができる。
限度額未満世帯の保険料を1,105円(E欄)、保険料改定率を1.11%低減(F欄)できることになる。

	限度額超過		影響額			
	被保険者数	世帯数	引上額(円)	増収額(千円)	保険料引下効果	
					1人当たり	割合
A	B	C	D=B×C	E	F	
医療保険分	1,551	973	10,000	9,730	243	0.40%
後期高齢者支援金分	1,489	934	10,000	9,340	233	1.27%
介護納付金分	525	462	20,000	9,240	629	3.01%
合計			40,000	28,310	1,105	1.11%

○国保料が限度額に到達する所得

平成26年度の保険料率で試算した、限度額到達所得(給与収入)の額は次のとおり

	世帯人数 うち介護2号被保険者数	賦課 限度額	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯		
			0人	1人	0人	2人	0人	2人	3人	0人	2人
H 26	限度額		67万円	81万円	67万円	81万円	67万円	81万円	67万円	81万円	81万円
	限度額到達所得		587万円	688万円	558万円	642万円	529万円	642万円	596万円	500万円	550万円
	医療保険分	51万円	560万円	560万円	532万円	532万円	504万円	504万円	504万円	476万円	476万円
	後期高齢者支援金分	16万円	587万円	587万円	558万円	558万円	529万円	529万円	529万円	500万円	500万円
	介護納付金分	14万円	-	688万円	-	642万円	-	642万円	596万円	-	642万円
	限度額到達給与収入額		786万円	898万円	754万円	847万円	722万円	847万円	796万円	689万円	745万円
H 27	限度額		69万円	85万円	69万円	85万円	69万円	85万円	69万円	85万円	85万円
	限度額到達所得		625万円	793万円	597万円	747万円	568万円	747万円	701万円	539万円	656万円
	医療保険分	52万円	572万円	572万円	544万円	544万円	516万円	516万円	516万円	488万円	488万円
	後期高齢者支援金分	17万円	625万円	625万円	597万円	597万円	568万円	568万円	568万円	539万円	539万円
	介護納付金分	16万円	-	793万円	-	747万円	-	747万円	701万円	-	747万円
	限度額到達給与収入額		828万円	924万円	797万円	964万円	765万円	964万円	913万円	733万円	863万円

○道内主要都市の賦課限度額の状況(平成26年度)

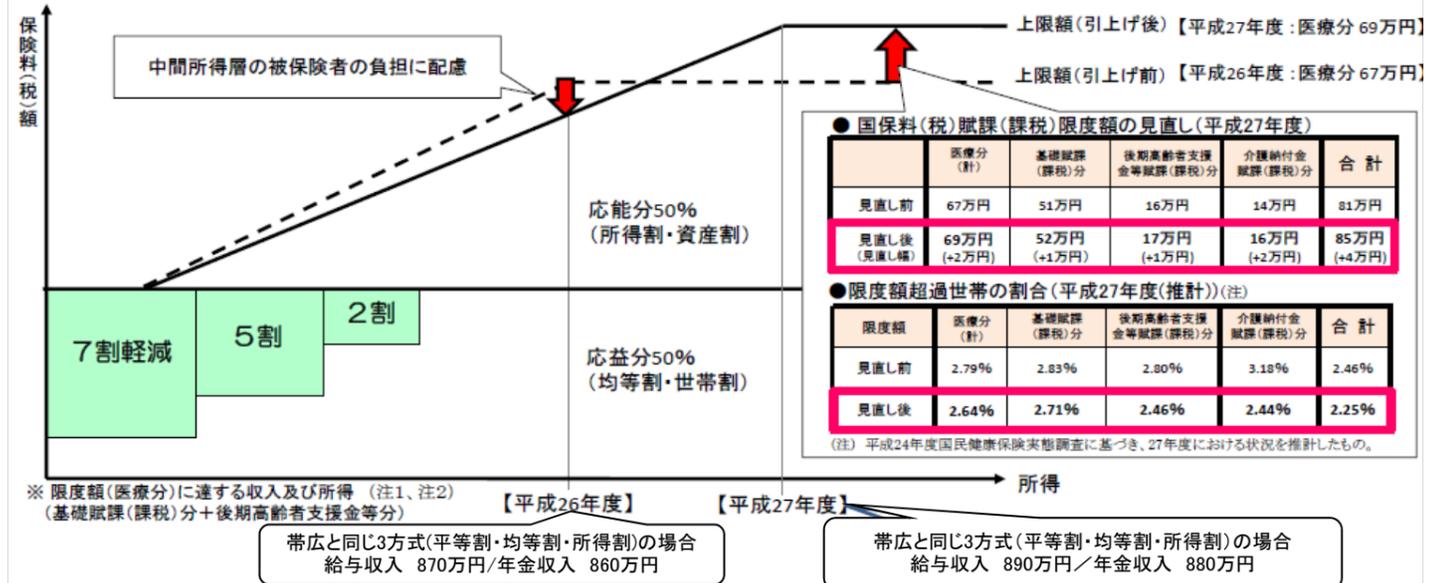
※網掛けゴシックが法定限度額未満であるもの (単位:万円)

	法定	札幌	函館	小樽	旭川	室蘭	釧路	帯広	北見	苫小牧	江別
医療保険分	51	51	51	51	50	51	51	51	51	50	51
後期高齢者支援金分	16	16	16	14	15	16	16	16	16	13	14
介護納付金分	14	14	14	12	12	14	14	14	14	10	12
合計	81	81	81	77	77	81	81	81	81	73	77

※十勝管内町村は全て法定限度額と同額であるもの。(H26.5月大樹町調査より)

平成27年度の国保保険料(税)賦課(課税)限度額の見直し(案)

- 国保料(税)の賦課(課税)限度額については、被用者保険におけるルール(※)とのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げていく。
※最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が1.0%~1.5%の間となるように法定されている。
- ただし、低所得層の多い市町村においては、相対的に所得の低い世帯の保険料額が賦課限度額に該当することもあることから、引上げにあたっては、各市町村の意見や対応状況等を踏まえ、引上げ幅や時期を判断する。
- 平成27年度においては、基礎賦課分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の限度額超過世帯割合のバランスを考慮し、基礎賦課分を1万円、後期高齢者支援金等分を1万円、介護納付金分を2万円の計4万円を引き上げることとする。



○法定限度額・帯広市賦課限度額の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
医療保険分	帯広市	43万円	45万円	48万円	49万円	51万円	→	51万円	52万円
	法定	47万円	→	50万円	51万円	→	→	51万円	52万円
後期高齢者支援金分	帯広市	12万円	→	13万円	14万円	→	→	16万円	17万円
	法定	12万円	→	13万円	14万円	→	→	16万円	17万円
介護納付金分	帯広市	9万円	10万円	→	12万円	→	→	14万円	16万円
	法定	9万円	10万円	→	12万円	→	→	14万円	16万円
合計	帯広市	64万円	67万円	71万円	75万円	77万円	→	81万円	85万円
	法定	68万円	69万円	73万円	77万円	→	→	81万円	85万円